

金銭消費貸借契約書

収入印紙

金額に応じた印紙（表
はページ参照）

貸主（以下「甲」という）と借主（以下「乙」という）は、次のとおり金銭消費貸借契約を結ぶ。

第1条（貸付）

甲は乙に対し、金 円を貸し付け、 年 月 日に、乙名義の次の口座に振り込む方法により交付する。乙はこれを借り受けた。
振込先

第2条（返済）

乙は甲に対し、前条の金銭を、（一括の場合） 年 月 日までに、（分割の場合） 年 月 から毎月 日限り、別紙返済予定表のとおり 回に分割して、甲の指定する口座に振り込む方法により返済する。振込手数料は の負担とする。

第3条（利息）

利息は年 パーセント（年365日の日割計算）とし、各返済日に、前回の返済日の翌日から当該返済日までの分を支払う。（無利息とする場合は「本件の貸付は無利息とする。」と書く）

第4条（遅延損害金）

乙が返済を遅滞したときは、遅滞した金額に対し年 パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

第5条（期限の利益の喪失）

乙が次のいずれかに該当したときは、甲からの通知催告を要せず当然に期限の利益を失い、直ちに残額を返済する。
（1）分割金の支払 回以上怠り、その額が 円に達したとき
（2）破産手続開始、民事再生手続開始の申立てを受け、又は自らしたとき
（3）差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき

第6条（期限前の返済）

乙は、いつでも残額の全部又は一部を期限前に返済することができる。期限前の返済による甲の損害の賠償は 。

第7条（公正証書）

甲及び乙は、必要に応じて本契約を公正証書とすることに協力する。

第8条（連帯保証）

連帯保証人は、乙の本契約上の債務を、極度額金 円の範囲で、乙と連帯して保証する。（連帯保証人を立てない場合は、この条と署名欄を削除する）

第9条（管轄）

本契約に関する紛争は、 を第一審の管轄裁判所とする。

第10条（協議）

本契約に定めのない事項は、甲乙誠意をもって協議して定める。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

貸主（甲） 住所

氏名

印

借主（乙） 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

別紙 返済予定表

返済予定表メーカー (sorobannote.com/calc/hensai-yoteihyo) で作った表を差し替えてください。

回	返済日	返済額	元金	利息	残高
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					